

手続き準備 (相続人代表者指定届、葬祭費の支給申請について)

ここに記載した手続きの用紙は、該当する方が多い手続きのため、死亡届の提出時に共通してお渡ししています。

ただし、時間外窓口や総合出張所に死亡届を提出された場合は、資格状況の確認ができないため、該当にならない用紙もお渡ししていますのでご了承ください。

1

【相続人代表者指定届】相続人代表者を決める

※代表者を決定されてから来庁ください。

相続人を代表して、市役所から送付する以下の制度の関係書類の受領や、給付金、還付金の請求、受領等の手続きを行うため、相続人代表者指定（変更）届をご提出ください。

- ・市県民税の還付手続き
- ・介護保険料・後期高齢者医療保険料の還付手続き
- ・介護保険 高額介護サービス費の支給手続き
- ・後期高齢者医療 高額療養費の支給手続き
- ・後期高齢者医療・介護保険 高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給手続き
- ・市県民税・介護保険・後期高齢者医療に関する通知等の送付先の変更手続き

※非課税の方については、市県民税のお手続きは対象外となります。

- ・亡くなられた方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- ・相続放棄をした方は相続人なりません。
- ・相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- ・①還付金、給付金の振込先となる相続人代表者名義の口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）、②住民票上の同一世帯の方以外が相続人代表者となる場合は、亡くなられた方との関係を確認できる書類（戸籍謄本の写し等）をあわせて提出してください。

※国民健康保険高額療養費の払い戻し申請、国民健康保険料の還付手続き等は、別に手続きが必要となります。

相続人代表者
指定届

2

【国民健康保険葬祭費支給申請書】 【後期高齢者医療葬祭費支給申請書】

葬祭費の支給申請

亡くなられた方が

国民健康保険に加入していた場合：喪主または施主に対して葬祭費が支給
後期高齢者医療に加入していた場合：喪主に対して葬祭費が支給されます。

葬祭費
支給申請

- ・社会保険に加入してた場合は、区役所・総合出張所ではなく、加入先の保険者（会社など）への申請となります。
- ・手続きには、①亡くなられた方のマイナ保険証または資格確認書、②葬祭執行者の預金通帳等、③葬祭を行った方及び葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書など）が必要です。

これら手続きの用紙について、あらかじめご記入の上、次回来庁時にご提出ください。

配布用紙	手続き対象者
相続人代表者指定届	65歳以上の方
国民健康保険葬祭費支給申請書	国民健康保険加入者
後期高齢者医療葬祭費支給申請書	後期高齢者医療制度加入者

(届出窓口) 各区区民課区民課 国保年金窓口
各総合出張所 国保年金窓口

次回来庁時は、区役所に開設しております「ご遺族サポートサービス」をぜひご利用ください。事前予約制です。他のお手続きについてもご案内いたします。詳しくは、手続き案内書・手続きガイドをご確認ください。